

# 独立行政法人家畜改良センターにおける公的研究費の管理・監査に関する規程

27 独家セ第1783号

平成28年2月15日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）が農林水産省又は農林水産省が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金の運営及び管理について、必要な事項を定めることにより、研究費の適正な取扱いと不正使用等の防止（以下「不正防止」という。）を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「競争的資金等」とは、資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金として、内閣府が整理しているものをいう。
- 二 「配分機関」とは、前号の競争的資金制度に該当する資金をセンターに配分する機関をいう。
- 三 「資金運営構成員」とは、センターに所属する役員及び職員（非常勤職員を含む。）であって、競争的資金等の運営及び管理に関わる者をいう。
- 四 「不正」とは、故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件及びセンターの規程等に違反した使用をいう。
- 五 「コンプライアンス教育」とは、構成員に対し自身が取り扱う競争的資金等の使用ルールやそれに伴う責任及び不正の該当性等を理解させることを目的として実施する教育をいう。

### (競争的資金等の不正使用等の防止に関する基本原則)

第3条 センターにおける競争的資金等の不正防止に関する基本原則（以下「基本原則」という。）は、以下とする。

- 一 競争的資金等の不正防止に関する責任体制、使用のルール及び事務処理に関する職務権限を明確にすること。
- 二 全ての構成員に対し、競争的資金等を適正に運営及び管理することへの理解や意識の向上を図り、十分な抑制機能を備えた環境及び体制を整備していくこと。
- 三 競争的資金等の不正使用等を発生させる要因を把握するとともに、その要因に

対応する具体的な不正防止計画を策定し、P D C Aサイクルの下、実効性のある対策を継続的に実施すること。

四 不正防止計画に基づき、適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが有効に機能するシステムを構築し、競争的資金等の適正な運用及び管理を行うこと。

五 実効性のあるモニタリング体制を整備し、競争的資金等の不正使用等を発生させない環境づくりを目指すこと。

## 第2章 責任体制

### (責任体制)

第4条 センターは、競争的資金等の運営・管理を適正に行うための責任と権限の体系を整備し、センターの内外に公表するものとする。

### (最高管理責任者)

第5条 センターは、競争的資金等を適正に運営・管理するため、センター全体を統括し、最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置く。

2 最高管理責任者は、理事長とする。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本原則を周知するとともに、それらを実施するための必要な措置を講じる。

4 最高管理責任者は、次条に規定する統括管理責任者及び第8条に規定するコンプライアンス推進管理責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理を行うよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

### (統括管理責任者)

第6条 最高管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理についてセンターを統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）をセンターに置く。

2 前項に規定する統括管理責任者は、理事（企画調整担当）とする。

3 統括管理責任者は、基本原則に基づきセンター全体の具体的な不正防止計画の策定と実施及び実施状況の確認を行うとともに、最高管理責任者へこれらを報告しなければならない。

4 統括管理責任者は、不正防止を図るため、センターの役職員に対しコンプライアンス教育を実施しなければならない。

### (不正防止計画推進委員会)

第7条 最高管理責任者は、不正防止計画の策定とその実施状況の確認、必要な見直しを審議させるために、不正防止計画推進委員会を設置する。

2 不正防止計画推進委員会は、統括管理責任者を委員長とし、理事（総務担当）、各部長、技術統括役を委員とし、企画調整部管理課が事務局を務める。

(コンプライアンス推進管理責任者)

第8条 最高管理責任者は、競争的資金等が適正に運営・管理されているかどうかの確認について、実質的な責任と権限を持つべき者（以下「コンプライアンス推進管理責任者」という。）をセンターに置く。

2 コンプライアンス推進管理責任者は、コンプライアンス推進室長とする。

3 コンプライアンス推進管理責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

一 不正防止策の実施状況を確認し、統括管理責任者に報告すること。

二 役職員等が適切に競争的資金等の運営・管理を行っているかどうかを管理監督し、必要に応じて改善を指導すること。

(コンプライアンス推進管理副責任者)

第9条 統括管理責任者は、必要に応じ、牧場及び支場にコンプライアンス推進管理副責任者を任命し、牧場及び支場の総務課長及び総務専門役を充てることができる。

2 コンプライアンス推進管理副責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進管理責任者の指示の下、それぞれの牧場又は支場において、前条第3項各号の業務を行う。

(資金運営構成員の責務)

第10条 資金運営構成員は、センターの「独立行政法人家畜改良センター役職員等行動規範」を規範とし、本規程及び「独立行政法人家畜改良センター役職員倫理規程」を始めとする競争的資金等の運営及び管理に関連する規程を遵守し、競争的資金等の不正使用等を行ってはならない。

2 資金運営構成員は、競争的資金等に関するコンプライアンス教育を受講しなければならない。

3 資金運営構成員は、競争的資金等の運営及び管理に関し、以下の事項を記載した誓約書を提出しなければならない。

一 センターの規程等を遵守すること

二 不正使用等を行わないこと

三 規程等に違反して不正使用を行った場合は、センターによる処分及び法的な責任を負うこと

4 資金運営構成員は、前2項の規定に反した場合は、競争的資金等の運営及び管理に関わるできない。

### 第3章 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

(事務処理に関する規程の明確化)

第11条 統括管理責任者は、競争的資金等に係る事務処理に関する手続や「独立行政法人家畜改良センター契約事務取扱規程」等の関係規程を全ての資金運営構成員

に周知する。

- 2 統括管理責任者は、前項の事務手続及び規程の周知について、規程等と実態が乖離していないかを常に見直し、必要な場合には改善措置を講じるものとする。

(職務権限の明確化)

第12条 競争的資金等に係る資金運営構成員の権限と責任については、「独立行政法人家畜改良センターの事務分掌及び組織の細目に関する規程」に定めるところによる。

(役職員等の意識向上)

- 第13条 統括管理責任者は、資金運営構成員等に対し、競争的資金等の不正に対する意識向上のためのコンプライアンス教育を実施しなければならない。
- 2 コンプライアンス教育を実施する際には、構成員等の受講状況及び理解度について把握するものとする。

(通報等の受付窓口)

第14条 競争的資金等の運営及び管理に関わる公益通報及び告発（以下「告発等」という。）を受付ける窓口は、「独立行政法人家畜改良センター公益通報者保護規程」（以下「公益通報規程」という。）に規定する公益通報等を受付ける窓口（以下「受付窓口」という。）とする。

(通報等の手段等)

- 第15条 何人も、競争的資金等の不正使用等を発見したとき又は不正使用等があると思料するときは、書面、電話、FAX、電子メール又は面談等により受付窓口に通報することができる。
- 2 前項の通報の取扱いは、本規程に別に定めのある場合を除き、公益通報規程に準ずるものとする。

(通報者及び被通報者の取扱い)

- 第16条 最高管理責任者は、受付窓口寄せられた通報の通報者、被通報者、通報内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底するものとする。
- 2 最高管理責任者は、調査事案が漏洩した場合、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中であっても、調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責により漏洩した場合及び配分機関への報告を行う場合は、当人の了解は不要とする。

(不正の調査等)

第17条 受付窓口で告発等があった場合は、最高管理責任者は、公益通報規程第7条に規定する内部統制監視委員会を開催し、その受付けた日から30日以内に、告

発等の内容の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、当該調査結果を配分機関に報告する。

- 2 内部統制監視委員会は、公益通報規程第7条の規定に基づく調査を実施する際は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正相当額等について調査し、認定する。
- 3 最高管理責任者は、調査対象となっている資金運営構成員に対し、調査対象の研究費の使用停止を命ずることができる。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

- 第18条 最高管理責任者は、内部統制監視委員会が前条の調査を実施する場合は、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告するものとする。
- 2 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した資金運営構成員が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。ただし、期限までに調査が完了しない場合には、調査の中間報告を配分機関に提出する。
  - 3 最高管理責任者は、内部統制監視委員会による調査の過程で、不正の事実が一部でも確認された場合には、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正相当額等について認定し、配分機関に報告する。
  - 4 最高管理責任者は、配分機関から求めがあれば、調査の終了以前であっても、調査の進捗状況及び調査の中間報告を配分機関に提出する。また、調査に支障があるなどの正当な事由がある場合を除き、配分機関による関係資料の閲覧又は現地調査並びに関係資料の提出に応ずる。

(不正と認定された事案の公表)

- 第19条 最高管理責任者は、第17条及び前条に規定する調査の結果、不正が行われたと認定した場合は、原則として当該不正に関与した者の氏名及び所属、不正の内容、調査結果及びこれに伴い講じた措置等について速やかに公表する。ただし、合理的な理由のある場合には、不正に関与した者の氏名及び所属等を非公表とする。

(懲戒処分等)

- 第20条 本規程を遵守しなかった資金運営構成員等は、懲戒処分等の対象となる。

#### 第4章 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施)

- 第21条 最高管理責任者は、不正を発生させる要因を体系的に整理し、評価するとともに、当該要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。
- 2 競争的資金等の運営及び管理に関わる各部等は、不正防止計画の策定・推進を担当する者を定め、具体的な対策を策定するとともに、その実施状況を把握する。

## 第5章 研究費の適正な運営・管理

(研究費の適正な運営及び管理活動の実施)

第22条 統括管理責任者は、各部等において不正防止計画の推進を担当する者に予算の執行状況を検証させ、予算の執行が当初計画より著しく遅れている場合には、研究計画の遂行に問題がないか確認し、必要に応じて改善策を講ずる。

- 2 総務部会計課長は、発注段階で支出財源の特定を行い、研究課題毎に予算執行の状況を遅滞なく把握するよう努める。また、総務部管財課長は、支出負担行為書により研究課題毎に執行状況を把握する。
- 3 資金運営構成員と業者の癒着を防止するため、不正な取引に関与した業者の取扱い並びに契約の発注及び検査業務については、「独立行政法人家畜改良センター契約事務取扱規程」等の関係規程等により行う。
- 4 統括管理責任者は、業者との取引実績等を勘案し、必要な場合には、当該業者に対し、以下の内容の誓約書の提出を求めるものとする。
  - 一 センターの規程等を遵守し、不正に関与しないこと。
  - 二 当センターの内部監査等において、取引帳簿の閲覧及び提出等の要請に協力すること。
  - 三 不正が認められた場合には、取引停止を含む処分に応ずること。
  - 四 資金運営構成員から不正な行為の依頼があった場合には、通報すること。

## 第6章 情報発信・共有化の推進

(情報発信・共有化の推進)

第23条 最高管理責任者は、競争的資金等の使用に関するルール等について、センター内外からの相談を受ける窓口を設けることとし、企画調整部管理課をその窓口とする。

- 2 最高管理責任者は、前項の窓口及び競争的資金等の不正への取組み状況について、センター内外に公表する。

## 第7章 モニタリングのあり方

(モニタリングのあり方)

第24条 競争的資金等の管理・運営に関するモニタリングについては、「独立行政法人家畜改良センター内部監査規程」の定めるところにより内部監査等を行う。

- 2 内部監査の実施にあたっては、監事及び監査法人と連携する。

## 第8章 雑則

第25条 この規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第

706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知)及び「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン(平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知)」等による他、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年2月15日から施行する。

附 則 (28独家セ第810号・一部改正)

この規程は、平成28年7月19日から施行する。